

「第三次大阪府社会的養育体制整備計画(案)」に係る府民意見等の募集結果について

資料2

<実施概要>

実施期間: 令和2年2月4日(火)から令和2年3月4日(水)まで

募集方法: 1. インターネット申請 2. 郵送 3. ファクシミリ

意見募集対象項目: 「第三次大阪府社会的養育体制整備計画(案)」の概要及び計画(案)

募集結果: 意見提出8件 ※うち非公表希望1件

<提出された意見の概要>

No.	項目	ご意見等の概要
1	第4章 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組み	支援体制には職員の増員がなければ絵に描いた餅である。公務員を必要などところに増員しなければ大阪の社会全体が間化してしまうと思います。支援体制の構築のために、全体の奉仕者である公務員の増員をぜひ検討して欲しい。
2	第7章 大阪府における社会的養護の体制整備	体制整備の中に、学校との連携は不可欠であり、学校にカウンセラーなどの児童や保護者の心のケアを対応する職員の増員や予算投入を検討し計画化して欲しい。
3	第9章 当事者である子どもの権利擁護の取組み	子どもの権利擁護の理念が徹底されているか、現場で確認すること。こどもの保護に関わった大人に対するこどもの評価を制度化すること。こどもたちが第三者機関やアドボケイトに意見を聴いてもらえるようにすることで、「自分がどう感じた」と表現できる場を作ること。
4	第9章 当事者である子どもの権利擁護の取組み	現在、里親宅での一時保護中のこどもには権利ノートは渡されていないが、1日、2日の短期間でも里親委託されるこどもの権利を侵害しないようにすべき。 一番身近にこどもの成長、発達を見ている里親も、支援計画の作成に関わることが自然ではないか。
5	第9章 当事者である子どもの権利擁護の取組み	こどもの権利侵害はオープンにすることで問題解決に向かうという意識を共有するためにも、援助者の意識向上を図る研修は必要。それに加え、こどもに対しても、相談先を知らせること。 また、保護者の権利もノートを使い当事者に伝えられるべき。こどもの最善の利益の確保のための仕組みが機能しているかの確認は、弁護士や裁判所の関わりも必要ではないか。
6	第9章 当事者である子どもの権利擁護の取組み	権利の侵害や問題は、日常の何気ない場面で行われることから、いつも関わっている大人が気づいたこと、気になったことをいつでも報告し伝達できるようなルールを作ること。養育のパーマネンシーについても、施設や子ども家庭センターだけでなく里親とも連携すること。
7	第9章 当事者である子どもの権利擁護の取組み	子どもの権利擁護に関する仕組み作りに係る調査研究は、何度でも実施、評価、改善しより良いものとする。仕組みの中には、希望する里親がこどもの意見を反映させられる機会を設けること。里親がこどもの意見を拾い意思を尊重できるようなスキルを身につけるような研修を必須にすること。